

特定所有者不明土地を使用する権利の取得についての裁定（公告）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地を使用する権利の取得についての裁定をしたので、法第14条の規定により公告する。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積 (㎡)
新潟県岩船郡粟島浦村字内浦	235番	畑	110.00
新潟県岩船郡粟島浦村字内浦	240番	畑	210.00
新潟県岩船郡粟島浦村字内浦	246番	畑	51.00

2 土地使用権等の始期

令和4年5月1日

3 土地等使用権の存続期間

10年

4 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

氏 名	住 所	補償金の額
本保 紀代子	新潟県村上市松原町1丁目3番18号	金 14,698円
脇川 ヨシエ	新潟県岩船郡粟島浦村98番地1	金 7,348円
脇川 和家	新潟県岩船郡粟島浦村98番地1	金 3,675円
小田 和豊	北海道札幌市北区屯田5条11丁目8番15号	金 1,205円
山下 いね子	福岡県大野城市横峰2丁目18番15号	金 1,608円
佐藤 とも子	愛知県一宮市島崎1丁目8番39号ソフィアA201号	金 1,608円
千葉 広子	神奈川県相模原市南区相南3丁目27番4-103号	金 1,608円
不明所有者等(53名)		金 148,297円

ただし、土地登記簿表題部所有者 本保 幸吉

5 その他

(1) 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」という。)に、新潟県知事に対して審査請求をすることができる。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 処分の取消しの訴えについて

ア この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。